

出前相談会対応時の基本方針

市営住宅等の出前相談会においての相談内容は、市営住宅に関するを中心、一般的な相談に応じることとし、実務的あるいは個別の内容は扱わないこととします。

職員（ケアサービス事業部職員含む、以下同じ）と相談者との利害関係が生ずることを排除するため、相談者が実務的な対応を希望する場合であっても、職員が仕事を直接受任することはなく、当社においても関係機関等を相談者に直接紹介やあっ旋することは一切行わないこととします。

令和 5年 4月 1日

株式会社 くれせん

指定管理者事業部